

小平市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要について

1 計画改定の背景

新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、感染症危機が発生した場合に、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるように、平時の準備や感染症発生時の指針として、あらかじめ定めたものである。

今般、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改定されたことを受け、令和7年5月16日に東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）が改定されたため、特措法第8条により、小平市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を改定するものである。

2 計画の位置づけ

市行動計画は、特措法第8条により、都行動計画に基づき作成することとされる法定計画である。市行動計画は、特措法第8条第2項に掲げる事項を定める必要があり、政府行動計画及び都行動計画との整合に留意する必要がある。

【市町村行動計画に定めるべき事項】

- 1 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 2 次に掲げる措置に関する事項
 - (1) 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - (2) 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - (3) 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 3 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 4 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

3 計画対象期間

本計画は、その対象期間は公表の日からとし、毎年検討を加え、必要と認めるときに修正していくものとする。

4 計画検討体制

本計画は、新型インフルエンザ等への対策に関する基本的な方針や市が行う対策の選択肢を示すものであり、計画の検討体制は以下のとおりとする。

(1) 小平市保健事業連絡協議会

計画の改定にあたり、特措法第8条第7項の規定において、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないとされているため、小平市保健事業連絡協議会において意見を聴くこととする。

(2) 市民からの意見・要望等の収集

幅広く意見を収集するため、計画の素案に対し、市民意見公募手続（パブリックコメント手続）を実施する。

(3) 庁内体制の確保

庁内横断的な検討体制を確保し、関係各課と調整を図るため、「小平市新型インフルエンザ等対策行動計画改定連絡調整会議」を設置する。

(4) その他

本計画における専門性や市域を超える広域的な対応が求められる点等を踏まえ、多摩小平保健所及び北多摩北部圏域内の各自治体において、相互に整合性を図りながら進めることとする。

5 計画の概要

東京都から示された作成の手引きを踏まえて、都行動計画と同様に3部構成とし、第1部は基本的な考え方、第2部は各対策項目の考え方と取組、第3部は市の危機管理体制を記載している。

第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的考え方

第2章 対策の目的等

第3章 発生段階の考え方

第4章 対策項目（※別紙1参照）

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3章 まん延防止

第4章 ワクチン

第5章 保健

第6章 物資

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

第1章 市における危機管理体制

第2章 市政機能の維持

6 計画改定上の留意事項

(1) 市議会への報告

計画の改定に当たっては、市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の実施の際など、必要に応じて市議会に対し報告を行う。

(2) 情報の公開

小平市保健事業連絡協議会は公開とし、会議録等及び審議資料等、計画素案に係る市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の結果等については、市ホームページ等により公表する。

7 計画改定スケジュール概要

年月日	実施概要
令和7年 4月	4/21(月) ●5市・保健所連絡会①（圏域内調整）
5月	5/16(金) 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画改定 5/20(火) ●5市・保健所連絡会②（圏域内調整）
6月	6/18(水) ●5市・保健所連絡会③（圏域内調整）
7月	7/8(火) ○庁内連絡調整会議①（基本方針、素案(案)構成概要） 7/22(火) ●5市・保健所連絡会④（圏域内調整）
8月	8/20(水) ●5市・保健所連絡会⑤（圏域内調整） 8/26(火) ★小平市保健事業連絡協議会① (基本方針、素案(案)構成概要)
9月	※計画素案(案)内容調整期間(9/末頃まで)
10月	10/7(火) ○庁内連絡調整会議②（素案作成、パブコメ） 10/20(月) ●5市・保健所連絡会⑥（圏域内調整） 10/28(火) ◎庁議報告（素案作成、パブコメ） 10/29(水) ★小平市保健事業連絡協議会②（素案作成、パブコメ）
11月	11/14(金) ◆幹事長会議（素案作成） 11/20(木)～12/19(金) パブリックコメント実施(市報:11/20号)
12月	12/4(木) ◆厚生委員会事務報告
令和8年 1月	1/15(木) ○庁内連絡調整会議③（パブコメ結果、案作成） 1/21(水) or 28(水) ◎庁議報告（パブコメ結果、案作成）
2月	2/3(火) ★小平市保健事業連絡協議会③（パブコメ結果、案作成）
3月	3/18(水) ◆幹事長会議（計画策定） 3/下旬 計画公表
4月	4/月上旬 東京都報告（計画策定）

※圏域内の調整により
変更の可能性あり

※会議等のスケジュールについては、計画策定の進捗状況により変更の可能性あり。